



長野県報

6月9日(月)
平成15年
(2003年)
第1463号

目 次

告 示

農業経営基盤強化促進対策事業補助金交付要綱の一部改正（農村整備課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林保全課）	2
指定講習機関に関する規則に基づき指定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	3
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づき認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	3

公 告

平成16年度長野県短期大学学生の募集（文書学事課）	4
平成16年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生の募集（医務課）	8
一般競争入札（食品環境水道課）	9
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告（畜産課）	10
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（土地改良課）	10
土地改良事業の施行についての同意（2件）（土地改良課）	10
土地改良事業の工事の完了（土地改良課）	10
平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施（建築管理課）	10

告 示

長野県告示第308号

農業経営基盤強化促進対策事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第671号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年6月9日

長野県知事 田中康夫

第2の表の1 地域営農システム総合対策事業の項目

(1) 市町村が行う次の事業に要する経費 ア 経営対策体制整備推進事業 イ 認定農業者等経営改善支援活動事業 ウ 農地流動化促進対策事業 (ア) 農地流動化地域総合推進事業 (イ) 農地利用集積実践事業 (ウ) 認定農業者利用集積促進事業 (エ) 利用集積緊急推進事業 エ 集落組織経営体育成モデル事業 オ 補助労働力確保支援モデル事業 カ 地域営農補完体制整備事業 (ア) 認定農業者育成型 (イ) 認定農業者不在型	2分の1以内	を
---	--------	---

(1) 市町村が行う次の事業に要する経費 ア 農業経営体活性化事業 イ 農業経営法人化推進事業 ウ 農地流動化促進対策事業 (ア) 農地流動化地域総合推進事業 (イ) 農地利用集積実践事業	2分の1以内
---	--------

a 農業構造転換地域連携事業	2分の1以内	に、「(1)のイ並びにウの(イ)及び(エ)」を「(1)のウの(ア)及び(イ)の a」に、
b 認定農業者利用集積促進事業	4分の3以内	
c 認定農業者農地利用再編事業		
(a) 認定農業者農地集積調整事業	10分の10以内	
(b) 認定農業者農地集積促進事業	2分の1以内	
エ 集落組織経営体育成モデル事業	2分の1以内	
オ 地域農業構造改革緊急対策推進事業	2分の1以内	
カ 地域営農補完体制整備事業	2分の1以内	
(ア) 農業法人等担い手育成型		
(イ) 担い手不在型		

ア 助労力確保支援モデル事業	「	地域営農補完体制整備事業	」
イ 地域営農補完体制整備事業	を	ア 農業法人等担い手型	
(ア) 認定農業者不在型		イ 担い手不在型	
(イ) 認定農業者連携型			に、「(5) 市町村公社」を「(5) 農業

委員会」に、「(1)のオ」を「(1)のウの(イ)の c の(a)」に改め、同表の2 遊休農地総合対策事業の項中

ア 遊休農地解消総合対策事業	「	遊休農地解消総合対策事業	」
(ア) 担い手等集積型	を	ア 担い手等集積型	
a 遊休農地有効活用対策事業		(ア) 遊休農地有効活用対策事業	に、「(1)のアの(ア)の c 及び(イ)」を「(1)
b 実践活動モデル事業		(イ) 実践活動モデル事業	
c 土地条件整備事業		(ウ) 土地条件整備事業	
(イ) 集落組織等活用型		(エ) 都市住民等連携事業	
イ ふれあい農園整備事業		イ 集落組織等活用型	

のアの(ウ)及び(エ)並びにイ」に改める。

第3第1項第1号中「、(イ)及び(エ)」を「及び(イ)」に、「(1)のアの(ア)及び(イ)」を「(1)のアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)」に改め、「、同(1)のアの(ア)の a、b 及び c の経費」を削る。

農村整備課

長野県告示第309号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年6月9日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合12、14、1048、1055、1101の1、東筑摩郡波田町字唐沢9130の2、山形村字本澤横吹澤7598の1（次の図に示す部分に限る。）、7598の3、7598の4、7598の7から7598の9まで、7598の26、7598の27、7598の43

2(2) 指定の目的

水源のかん養

3(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合12・14・1048・1055・1101の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村1218から1225まで、1226のイ、1226のロ、1227のイ、1228のイ、1228のロ、1229、1231の12、1231の13、下伊那郡松川町上片桐1584の6、阿南町字和合2312、2313の1、2313のイ、2314のイ、2314のロ、浪合村1128の1、1128の4、1128の5、1128の21、1128の22、1132の10、1139の93、1139の94、1139の120、1139の313、1139の319、1139の320、1139の335、1139の336、1139の338、1139の339、平谷村1の1、1の368、737の513、737の514、737の538、737の1818、818、818のロ、喬木村7070の4、9931、9932の3、豊丘村大字神稻12235の1、12235の2、12237の1、12237の2、南信濃村木沢590の1、590の3（次の図に示す部分に限る。）、南和田806、817の1、八重河内1676のイ、木曾郡三岳村4973の1、4977、4983の1、4983の2、東筑摩郡波田町字立挾8890-2、北安曇郡池田町大字中鶴3289、3306から3311まで、3313、八坂村字駒方985のイの1・987の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、990の1、991、字山麻苧欠ノ上992のイの2

2(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

3(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村1218から1225まで、1226のイ、1226のロ、

1227のイ、1228のイ、1228のロ、1229、1231の12、1231の13、上片桐1584の6、字和合2313の1・2313のイ・2314のロ(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、浪合村1128の1、1128の4、1128の5、1128の21、1128の22、1132の10、1139の93、1139の94、1139の120、1139の313、1139の319、1139の320、1139の335、1139の336、1139の338、1139の339、平谷村1の1・1の368・737の513・737の514・737の538・737の1818・818・818のロ(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、喬木村7070の4、9931、9932の3、木沢590の1、590の3(次の図に示す部分に限る。)、南和田806、817の1、八重河内1676のイ、三岳村4977・4983の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大字中鶴3289、3306から3311まで、3313、字駒方985のイの1、987の1、990の1、991、字山麻苧欠ノ上992のイの2
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所
 下伊那郡阿智村智里4875の2、4878の2

(2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県公安委員会告示第101号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成15年6月9日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

指定を受けた者			特定講習を行う事務所			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		新	旧	
浅間商事株式会社	佐久市大字岩村田748番地	室作和雄	浅間自動車学校	佐久市大字中込3032番地	室作和雄	室作和一	室作和一	平成15年4月24日

東北信運転免許センター

長野県公安委員会告示第102号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成15年6月9日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

認定を受けた者			教育に使用する施設			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		新	旧	
株式会社真田自動車学校	上田市大字秋和86番地	石田 紘 嵩	真田自動車学校	上田市大字秋和86番地	石田 紘 嵩	尾 和 慶 楓	尾 和 慶 楓	平成15年4月18日
浅間商事株式会社	佐久市大字岩村田748番地	室作和雄	浅間自動車学校	佐久市大字中込3032番地	室作和雄	室作和一	室作和一	平成15年4月24日

東北信運転免許センター